

# 賃金引上げ及び働き方改革に向けた支援策

厚生労働省労働基準局

# 最低賃金引上げに向けた生産性向上支援策（業務改善助成金）

平成30年度予算額 8.6億円（29年度 4.1億円）

賃金引上げ



設備投資、  
コンサル等



設備投資等に要した費用の一部を  
助成

助成対象  
となる  
措置の例

設備投資

- ▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ▶ 顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化

コンサルティング

- ▶ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上

その他

- ▶ 店舗改装による配膳時間の短縮

※中小企業の生産性向上を支援し、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）の引上げを図るための制度

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	引き上げる労働者数	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10 常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 ↓ 生産性要件を満たした場合には3/4 常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は4/5	1～3人	50万円	事業場内最低賃金が1,000円未満の事業場
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	
40円以上		1人以上	70万円	事業場内最低賃金が800円以上1,000円未満の事業場

対象事業場を全国に拡充

助成上限額を引上げ

# 業務改善助成金の実績・効果

## 1. 実績

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算額	3.4億円 (補正予算 27.7億円)	4.1億円 (補正予算 6.0億円) +前年度からの繰越額 20.2億円	8.6億円 +前年度からの繰越額 5.8億円
申請受付件数	592件	901件(前年比52%増)	101件(4~5月分)
交付決定件数	433件	798件(前年比84%増)	44件(4~5月分)

## 2. 効果

### ・ 労働生産性 : 事業所平均で前年比9.2%増

(備考)

- 1 平成28年度に業務改善助成金を受給した企業のうち56事業所にヒアリングを行い、その中で労働生産性(マンベース)の算出が可能な26事業所のデータをまとめたもの。
- 2 生産性は、付加価値(営業利益、人件費、減価償却費の合計)を労働投入量(従業員数)で除したもの。上記の数値は、平成28年度と平成27年度を比較した各事業所の生産性の伸び率を単純平均したものであり、助成金のみの効果を示したものではない。

### ・ 1事業所当たりの助成金額 : 約93万円 (助成対象経費の総費用額(約181万円)の51.7%)

(備考)

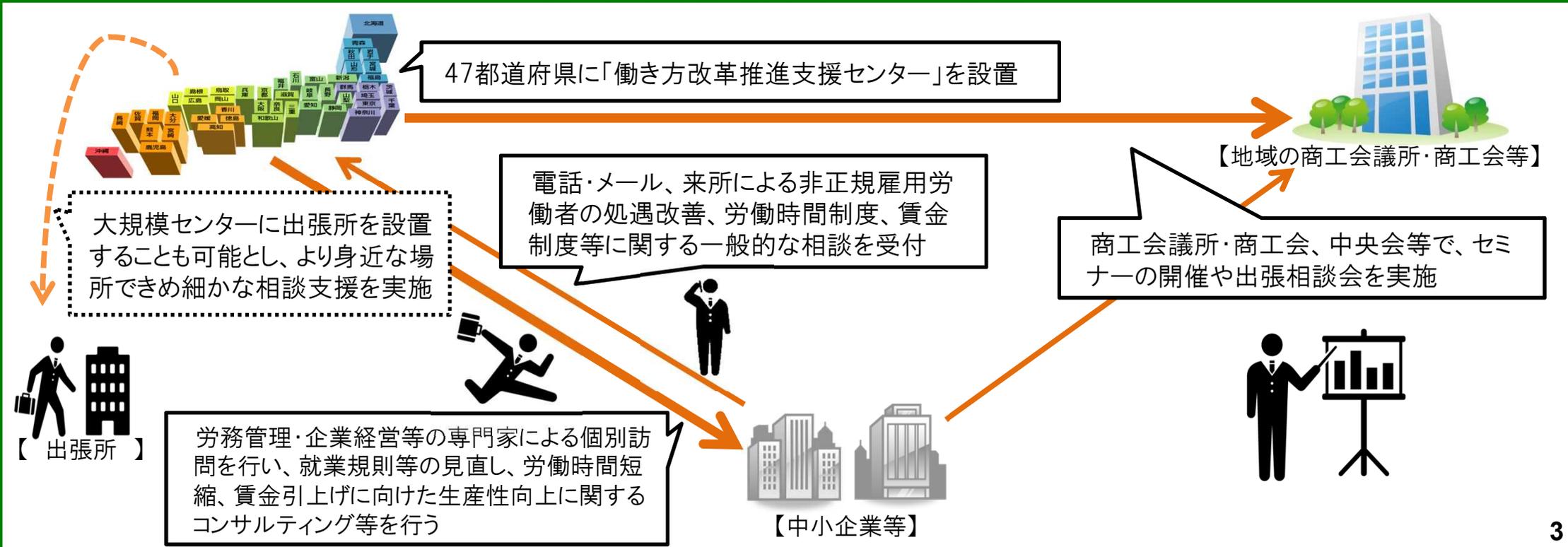
助成金額及び助成対象経費の総費用額は、平成28年度に業務改善助成金を受給した企業のうち408事業所の平均

# 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

平成30年度予算額 15.5億円( 6.9億円)

- ①「同一労働同一賃金ガイドライン案」等を参考とした企業における非正規雇用労働者の処遇改善
- ②過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けた弾力的な労働時間制度の構築や生産性向上による賃金引上げ
- ③人材の定着確保・育成を目的とした雇用管理改善や業種の特성에応じた業務プロセス等の見直し等による人材不足対応に資する労務管理に関する技術的な相談など総合的な支援を行うため、民間団体等の委託により、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、関係機関と連携を図りつつ、労務管理・企業経営等の専門家による個別相談援助や電話相談等を実施するとともに、商工会議所・商工会・中央会等におけるセミナー・出張相談会を実施する。  
また、大規模センターに出張所を設置することも可能とし、より身近な場所できめ細かな相談支援を実施する。

## 働き方改革推進支援センターの設置



# 時間外労働等改善助成金（団体推進コース）について

平成30年度 4.3億円（平成29年度 1.5億円）

※平成29年度の業種別中小企業団体助成金を改組

## 【助成概要】

3社以上で組織する中小企業の事業主団体において、傘下企業の時間外労働の上限規制への対応等労働条件改善に向けて協議するための会議の開催、外部専門家によるコンサルティング、好事例の収集、普及啓発、セミナーの開催等労働時間短縮等労働条件改善に向けた生産性向上に資する取組に要した費用を助成

（平成30年度：120件（予算上の件数）←平成29年度：9件）

## 【助成対象】

会議開催費用、実態調査費用、セミナー開催又は受講費用、巡回指導費用、人材確保等のための費用等 労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に必要な経費

## 【成果目標】

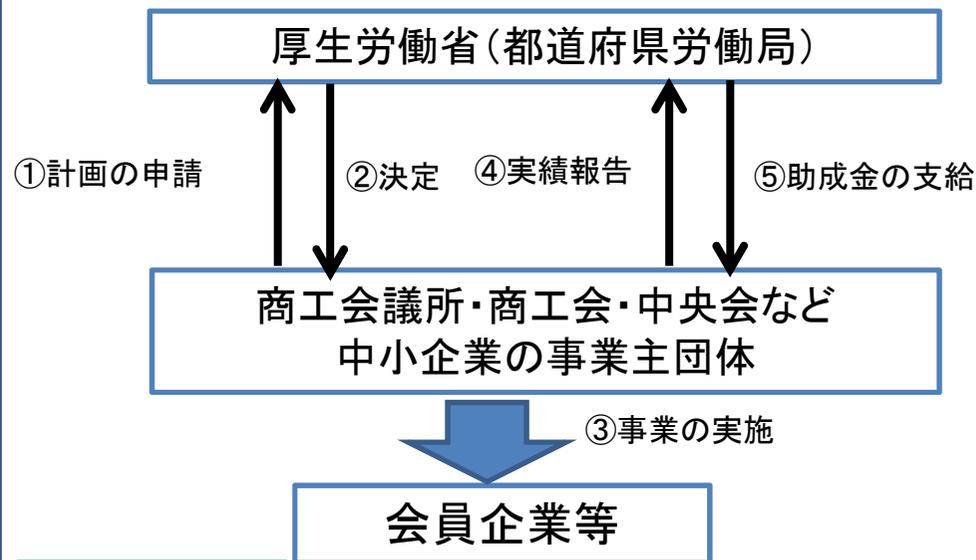
支給対象となる取組内容について、事業主団体等が実施計画で定める時間外労働の削減又は賃金引上げに向けた改善事業の取組を行い、構成事業主の1/2以上に対して、その取組又は取組結果を活用すること。

## 【上限額】

上限額：500万円

都道府県又はブロック単位で構成する中小企業の事業主団体（傘下企業数が10社以上）の場合は、上限1,000万円

## 申請スキーム



## 申請事例



36協定の作成の手順や、労働時間管理などを教示するセミナー開催に係る経費を助成

会員企業を巡回し、生産性向上のための、業務改善・労務管理の改善に向けたアドバイスを行うコンサルタントに係る経費を助成



会員企業等の求人募集を団体がとりまとめて実施する経費を助成

# 最低賃金引上げに向けた収益力向上セミナー(「稼ぐ力」応援チーム)

## 事業の趣旨

最低賃金・賃金引上げに向けた環境整備を図るため、関係省庁と連携し、最低賃金引き上げの影響が大きい業種(生活衛生業、飲食料品小売業など)に対し、最低賃金制度等の周知や収益力の向上に関する講演を行うとともに、専門家による個別相談を実施。

## セミナーの主な内容

都道府県・業界団体が開催する講習会等に引き続き、以下の事業を実施する。

### 最低賃金等に関する周知

- ▶ 最低賃金額や、最低賃金額と従業員の賃金の比較方法
- ▶ 最低賃金・賃金引上げに向けた各種助成金の紹介 など

### 収益力向上の講演

- ▶ 収益を増やす工夫、経費を減らす工夫、一步先を視野に入れた経営を行うための着目点やそのための準備策などについて、専門家による講演

### 個別相談

- ▶ 経営・労務管理に関する個別相談



開催支援

都道府県生活衛生指導センター、農林水産省、中小企業庁 等

中小企業・小規模事業者

講演・コンサル

参加・個別相談

業務改善助成金等の支給

働き方改革推進支援センター  
※社会保険労務士等

よろず支援拠点  
※中小企業診断士等

都道府県労働局

- ・最低賃金周知
- ・働き方改革に関する周知
- ・収益力向上

- ・H29年度:全国29県で、約60回実施
- ・H30年度:全国47県で約120回実施(予定)

上記の他、最低賃金の重点監督の際に、出張相談を実施  
(平成29年:46県211回  
平成30年:47県208回)

# 時間外労働等改善助成金(職場意識改善助成金より改称)

平成30年度予算額 35億円

## 時間外労働上限設定コース(拡充)

予算額 19.1億円

### 【助成概要】

時間外労働の上限設定を行う中小企業事業主に対し助成

### 【対象事業主】

- ① 時間外労働が月80時間(休日労働を含む)・年720時間を超える特別条項付き36協定を締結し、現に当該時間を超える時間外労働等を複数月行った労働者がいた中小事業主(単月に複数名が行った場合を含む)
- ② 時間外労働が月80時間(休日労働を含む)・年720時間以下の特別条項付き36協定を締結し、現に当該時間の範囲の時間外労働等を複数月行った労働者がいた中小事業主(単月に複数名が行った場合を含む)

### 【助成率、上限額】

・費用の3/4を助成

※ 事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成

・① 平成30年度(又は平成31年度)に有効な36協定において、時間外労働の上限を月45時間・年360時間以下に設定

⇒ 上限150万円

※月45時間を超え月60時間以下の設定に留まった場合

⇒ 上限額100万円

月60時間を超え月80時間以下・年720時間以下の設定に留まった場合

⇒ 上限額50万円

・② 平成30年度(又は平成31年度)に有効な36協定において、時間外労働の上限を月45時間・年360時間以下に設定

⇒ 上限100万円

・③ ①又は②に加え、週休2日制とした場合、度合いに応じて上限額を加算

⇒ 4週当たり 4日増100万円、3日増75万円、2日増50万円、1日増25万円

※上限額の合計は200万円まで

## 勤務間インターバル導入コース(拡充)

予算額 10.2億円

### 【助成概要】

勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成

### 【対象事業主】

新規に9時間以上の勤務間インターバルを導入する中小事業主

### 【助成率、上限額】

・費用の3/4を助成

※ 事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成

・上限額はインターバル時間数等に応じて、

9時間以上11時間未満

⇒ 40万円

11時間以上

⇒ 50万円

## 職場意識改善コース(拡充)

予算額 1.3億円

### 【助成概要】

年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減等を推進する中小企業事業主に対し助成

### 【対象事業主】

以下の目標を達成した中小事業主

<年次有給休暇の取得促進・所定外労働の削減の取組>

①年休の年間平均取得日数を4日以上増加

②月間平均残業時間数を5時間以上削減

<週所定労働時間を40時間以下とする取組>

特例措置対象事業主が週所定労働時間を40時間以下とすること

### 【助成率、上限額】

<年次有給休暇の取得促進・所定外労働の削減の取組>

費用の1/2~3/4を助成、上限100万円

※年休の年間平均取得日数を12日以上増加させた場合には上限額50万円を加算

<週所定労働時間を40時間以下とする取組>

費用の3/4を助成、上限50万円

※ 3/4の助成について、事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成

## 団体推進(新規)(再掲)

予算額 4.3億円

### 【助成概要】

3社以上の中小企業の事業主団体において、傘下企業の時間外労働の上限規制への対応に向けた取組に要した費用を助成

### 【支給要件】

傘下企業のうち、1/2以上の企業について、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組を行うこと

### 【上限額】

上限500万円

※都道府県又はブロック単位で構成する中小企業の事業主団体(傘下企業数が10社以上)の場合は、上限1,000万円)

### 【助成対象】

会議開催費用、実態調査費用、セミナー開催又は受講費用、巡回指導費用、人材確保等のための費用など、労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に必要な経費

### 【助成対象】(3コース共通)

就業規則等の作成・変更費用、研修費用(業務研修を含む)、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用、人材確保等のための費用等労働時間短縮や生産性向上に向けた取組に必要な経費

# 時間外労働上限設定コースの助成金支給額のイメージ

休日労働を  
含め  
100時間

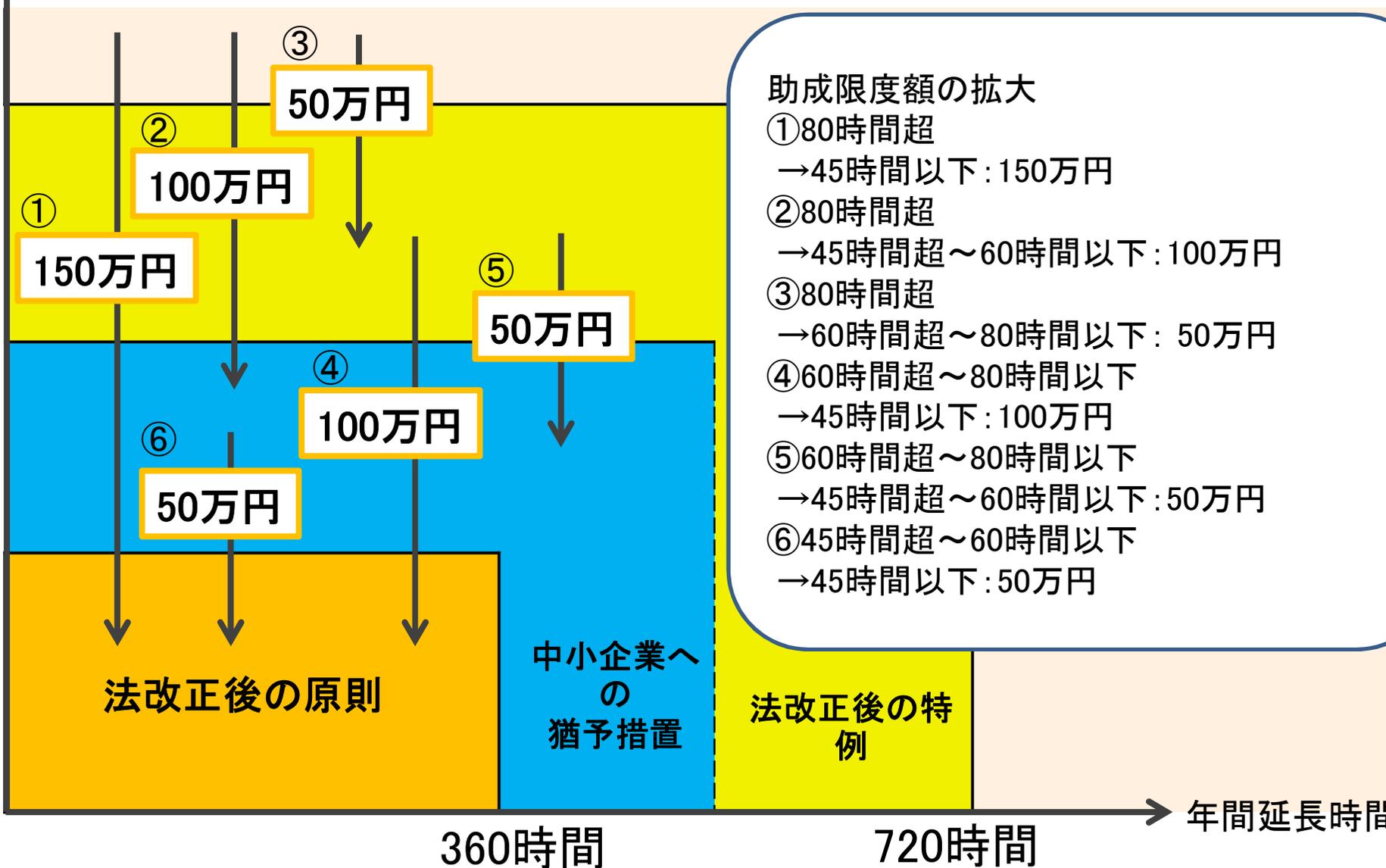
月間延長時間

法規制

休日労働を  
含め  
80時間

時間外労働  
のみで  
60時間

時間外労働  
のみで  
45時間



助成限度額の拡大

- ①80時間超  
→45時間以下:150万円
- ②80時間超  
→45時間超～60時間以下:100万円
- ③80時間超  
→60時間超～80時間以下:50万円
- ④60時間超～80時間以下  
→45時間以下:100万円
- ⑤60時間超～80時間以下  
→45時間超～60時間以下:50万円
- ⑥45時間超～60時間以下  
→45時間以下:50万円

# 同一労働同一賃金の実現に向けた導入促進事業

平成30年度予算額 1.6億円(新規)

- 正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者・有期契約労働者・派遣労働者)の不合理な待遇差の是正を目指す同一労働同一賃金の実現に向け、各企業が賃金制度も含めた待遇全般の点検等を円滑に行う必要がある。
- 各企業が、賃金制度も含めた待遇全般の点検等を円滑に行うことができるよう、業界別の同一労働同一賃金導入マニュアルを作成し、周知啓発を図るとともに、都道府県労働局において、事業主に対する説明会を開催する。

## 委託事業スキーム

